

(平成23年4月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から57年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月から57年4月まで
昭和56年2月、A市区町村の国民年金担当窓口において国民年金の加入手続を行い、保険料についても、毎月、同市区町村の窓口で納付していた。未納となっていることに納得できないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年2月18日に船員保険被保険者の資格を喪失した後、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、国民年金の資格取得及び資格喪失に係る記録は、船員保険被保険者の資格取得に伴い、55年3月1日に国民年金の資格を喪失した後、平成6年7月に国民年金の被保険者として再度、資格取得するまでの間に申立人が再加入手続をした形跡は無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないため、申立期間当時は国民年金の未加入期間として取り扱われていたものと考えられる。

また、昭和60年3月までは、前述の国民年金被保険者台帳により記録管理されていることから、申立期間に係る56年2月18日の資格取得の記録は、オンライン導入後の60年4月以降に追加されたものと考えられ、この時点において、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から57年3月まで

私は、昭和54年3月に専門学校を卒業し、A市区町村に帰郷した。私の国民年金の加入手続は、帰郷してすぐに母親が行ってくれたと思う。国民年金保険料については、母親が家族の分と合わせて、定期的に集金に来ていた婦人会を通じて納付してくれていたはずなので、申立期間を保険料納付済み期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号を持つ被保険者の資格取得状況などから判断すると、昭和57年2月24日以降にA市区町村において払い出されたものと推認でき、当該時点においては、申立期間のうち、54年4月から同年12月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、前述の国民年金手帳記号番号の払出しの時点において、申立期間のうち、昭和55年1月以降の期間は、過年度納付等が可能であるが、A市区町村によると、「申立期間当時、当役場において過年度保険料の収納は行っていなかった。」と回答している上、保険料納付を行ったとする申立人の母親は、「国民年金保険料については、その都度きちんと納付し、滞ることはなかったのではないかと思う。まとめて納付したり、遡って納付した記憶は無い。」としていることなどからも、過年度納付や保険料を遡って納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金への加入手続について記憶していない上、保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金への加入

手続及び保険料納付を行ったとする母親は、「家族の分の加入手続や保険料の納付は全て私が行ってきたと思う。」と述べているものの、申立人に係る加入手続及び保険料納付について記憶しておらず、申立期間に係る国民年金への加入状況、保険料納付状況等は不明である。

加えて、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年10月から平成元年7月まで
② 平成3年10月から4年9月まで

日本年金機構の記録によると、私が、A事業所（現在は、B事業所）C工場に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②について、各申立期間前の期間より標準報酬月額が下がっているが、当時、長期の病気やトラブルも無く、給与が下がる要因が考えられない。

当時の給与明細書等は残っていないが、納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間に係る給与明細書や源泉徴収票等を所持しておらず、B事業所C工場は、「両申立期間以降、会社は二度の合併を経ており、当時の人事記録、賃金台帳等、申立人の両申立期間に係る給与支給額、厚生年金保険料の控除額等を確認できる資料は現存していない。」と回答するなど、両申立期間に係る申立人の報酬月額及び給与からの厚生年金保険料の控除額等を確認できる資料は得られない。

また、B事業所C工場は、「基本給は職能等級が上がらなければ昇給しない。申立人の場合、職能等級に変更が無いのであれば、勤務形態の変更による操業手当、深夜手当等の減少と、残業時間の変動による報酬月額の変化が考えられる。」と回答しているところ、i) 申立人は、「両申立期間当時、職能等級は既に最上級の9級に達しており、職能等級に変更は無かった。係長職としてA事業所C工場全体の新しい生産工程建設や、管理等の業務に従事しており、残業も多かった。」と供述していること、ii) 当時の

同僚は、「申立人は、生産工程建設の業務等にも携わっており、24時間勤務及び会社からの突然の呼び出し等もあり、残業の増減が多くあったと記憶している。」と供述していることなどから判断すると、両申立期間に係る申立人の標準報酬月額の変更は、申立人の勤務形態の変更や残業時間の変動等による報酬月額の増減が理由であった可能性がうかがえる。

さらに、申立期間①については、B事業所C工場が保管する社員名簿等によれば、申立人は、申立期間①に係る標準報酬月額の算定の基礎となる時期に当たる昭和63年4月1日に、職長から係長に昇格しており、申立人は、当該昇格に伴い、「勤務形態が三交替制から、深夜勤務の無い昼間のみの勤務に変わった。」と供述しているところ、複数の同僚は、「三交替制の部所では、月に約7日から10日の深夜勤務があり、手当が多いときは、操業手当と深夜手当だけで月に約10万円の収入があった。」と供述していることなどから判断すると、申立期間①に係る標準報酬月額の変更は、勤務形態の変更により操業手当や深夜手当等が無くなったため、一時的に報酬月額が減少したことを理由として行われた可能性がうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間について、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案647（事案68及び288の再々申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月1日から22年4月1日まで

私は、申立期間当時、A事業所B工場（現在は、C事業所）に勤務し、当該事業所の球技チームにも所属していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立事業所に勤務していたのは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとして、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

今回、新たにD氏及び球技チームの同僚7人の氏名（E氏、F氏、G氏、H氏、I氏（兄弟）及びJ氏）を思い出したので、再度申立てをしたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る前々回の申立てについては、申立人及び同僚の供述等から判断すると、申立人がA事業所B工場において勤務していたことは推認できるが、i) 申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名等が無い上、申立人が記憶している同職種の同僚についても、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないこと、ii) C事業所に照会しても、昭和36年以前に退職した者に係る人事記録等の資料は保管されておらず、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成20年8月18日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る前回の申立てについては、申立人を申立事業所に紹介したとする同職種のK氏に申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録が判明したとして調査依頼があったが、i) 前述の被保険者

名簿におけるK氏の厚生年金保険の被保険者記録、並びに申立人及びK氏の妻の供述から判断すると、同氏は、在籍期間の一部しか厚生年金保険に加入していなかった状況がうかがえること、ii) 前述の被保険者名簿において、申立期間当時、申立人が一緒に勤務していたとするL氏に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないこと、iii) 複数の同僚の供述及び前述の被保険者名簿における当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録等から判断すると、申立事業所では、当時、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年11月4日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

- 2 今回、申立人は、「新たにD氏及びA事業所の球技チームの同僚7人の氏名（E氏、F氏、G氏、H氏、I氏（兄弟）及びJ氏）を思い出した。申立期間当時、M球技連盟（N都道府県）の取決めで、正社員以外には選手として認めてもらえなかったはずなので、球技チームに入っていたことが、私が正社員であった証拠であり、厚生年金保険にも加入していたはずである。」として、再度申立てを行っているところ、A事業所B工場及び同社O工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、前述の同僚8人と姓が一致する者について、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

しかしながら、申立人が主張する自身の勤務期間が約1年間である一方、前述の被保険者名簿等から判断すると、前述の同僚8人は、申立事業所において、少なくとも5年以上の長期間にわたり勤務していたものと推認される上、申立人及び当該同僚の供述などから判断すると、申立人及び当該同僚は必ずしも職種及び雇用形態等が同一であったとは限らないことがうかがえる。

また、前述の同僚のうち連絡先が確認できた二人のうち一人は、「私は、A事業所で昭和14年4月頃から34年9月までの期間において勤務した。申立人が勤務していたことは知っているが、申立人が勤務していた工場名や申立人の雇用形態等は分からない。申立人の勤務期間は短かったと思うし、同じ球技チームで活動したか否かは覚えていない。」と供述している。

さらに、N都道府県球技連盟は、「申立期間当時、N都道府県内の企業の球技チームは、正社員のみで構成されるのではなく、ほとんどのチームが企業外のメンバーなどを含む混成チームであったのではないかと思われる。」と回答している。

加えて、再度、A事業所B工場及び同社O工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、前回及び前々回の調査において厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかった、申立人及びL氏に係る厚

生年金保険の被保険者記録は確認できない上、K氏についても、同氏が在籍していたと推認される期間のうち、昭和20年10月1日から21年7月1日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案648（事案590の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から12年10月1日まで

私は、平成11年5月に、A事業所（現在は、B事業所）に雇用され、3か月間の臨時雇用期間を経て同年8月から派遣社員として勤務した。健康保険については、平成11年4月から同年9月までの期間において、前勤務先が加入していたC健康保険組合（現在は、D健康保険組合）で任意継続加入した。半期分（6か月間）の健康保険料40万円を同年4月に納付し、その後、任意継続加入に係る健康保険料を納付することは無かったと記憶している。

平成11年10月から勤務時間が週30時間となり、A事業所において、健康保険及び厚生年金保険が適用される旨、同社E支社の担当者から口頭で通知を受け、以後、厚生年金保険料等を給与から控除されていたので、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B事業所は、「申立期間当時の賃金台帳等の関連資料は廃棄されており、当時の状況は不明である。」と回答しており、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料が得られないこと、ii) 申立人が、申立事業所に勤務する前に勤務していたF事業所（現在は、G事業所）が加入するD健康保険組合から提出された健康保険資格証明書によると、申立人は、申立期間を含む平成11年4月1日から12年10月1日までの期間において、当該健康保険組合の任意継続被保険者であったことが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年12月22日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立期間について、平成19年8月頃と同じ勤務時間及び勤務日数で勤務していたとして、同年8月の給与明細

書を提出しているが、当該明細書をもって、申立期間に係る厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除について推認することはできない。

また、申立人は、申立事業所に勤務する前に勤務していたF事業所が加入するC健康保険組合の任意継続被保険者として納付した6か月分の健康保険料額は40万円であるとして、当時のメモを提出しているが、F事業所を退職したときの申立人に係る標準報酬月額（44万円）及び申立期間当時のC健康保険組合の保険料率（7.2%）によると、6か月分の健康保険料額は19万80円であり、申立人の主張する健康保険料額と合致しない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。